

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社山尾建設	代表取締役 山中 泰助	高知県知事許可 (特-3)第 3939 号	高岡郡中土佐町久礼 5 1 9 5
セイワ建商株式会社	代表取締役 藤尾 章彦	高知県知事許可 (特-4)第 5583 号	高知市南新田町 3 - 2 7

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 8 年 4 月 7 日から令和 8 年 4 月 20 日まで (2 週間)
指名停止の理由	<p>当該事業者らは、高知県須崎土木事務所発注の「令和 6 年度急傾第 44-01-12 号 久礼上沢地区 急傾斜地崩壊対策工事」において、施工に従事していた従業員が、作業中に滑落し、負傷する事故を生じさせたことに関し、労働安全衛生法の違反があったとして、須崎労働基準監督署からそれぞれに是正勧告書が発出されたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 1 の第 7 号 (県発注工事における工事関係者事故) 同要綱の取扱い別表第 1 関係 4 の (3) 付表の措置要件 (具体例) の 1 の (1) (県発注工事における工事関係者事故)</p>